

# 大和大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 大和大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の平和と発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

### (情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

### (社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

## 第2章 学部、学科等及び修業年限

### (学部)

第6条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

#### ・教育学部

教育学科のもとに、初等幼児教育専攻、国語教育専攻、数学教育専攻、英語教育専攻の4つの専攻を置き、初等幼児教育専攻は初等幼児教育を柱に、国語教育、数学教育、英語教育の各専攻は、それぞれの教科教育を柱に関連する領域に関する専門的知識を身につけることによって、教育保育分野に貢献する人材を育成する。

#### ・保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成する。

・政治経済学部

政治行政学科のもとに政治コース、行政コース、経済経営学科のもとに経済・経済分析コース、国際経済コース、経営戦略コース、起業・事業承継コース、金融・会計コースを設け、政治、経済の各分野を広く俯瞰し、各分野における豊かな専門的知識・理論に裏打ちされた実学的・実践的視点をもった人材を育成する。

・理工学部

理工学科のもとに数理科学専攻、情報科学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻を設け、幅広い視野、専門的知識、また、強い探究心、使命感を有し、持続可能な社会の実現に向けて、創造性、独創性、発想力を発揮してイノベーションを創出することができる科学技術者、研究者を育成する。

2 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年限は、8年を超えることはできない。

(入学定員)

第7条 本学の学部、学科及び課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学科	専攻	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	190名 (3年次編入 初等幼児教育 専攻5名)	770名
		国語教育専攻		
		数学教育専攻		
		英語教育専攻		
保健医療学部	看護学科		100名	400名
	総合リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40名	160名
		作業療法学専攻	40名	160名
		言語聴覚学専攻	40名	160名
政治経済学部	政治行政学科		40名	160名
	経済経営学科		80名	320名
理工学部	理工学科	数理科学専攻	230名	920名
		情報科学専攻		
		機械工学専攻		
		電気電子工学専攻		
		建築学専攻		

### 第3章 職員組織

(職員)

第8条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に、非常勤講師、客員教授、その他必要な職員を置くことができる。

(学長及びその他役職)

第9条 本学に、学長を置く。学長は大学を代表するとともに、大学を統括する。

2 本学に、副学長を置くことができる。副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 本学に、学部長を置く。学部長は、当該学部の学務、所属職員を統括する。

4 本学に、学部長補佐を置くことができる。学部長補佐は、学部長を助け、学部長の命を受け

て学部の校務をつかさどる。

- 5 本学に、その他必要な役職を置くことができる。

#### 第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第10条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は、学長、学部長、学部長補佐、室長、部長及び学長が必要と認めた専任職員等によって構成する。
- 3 大学協議会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 大学協議会は、次の事項について審議し、学長が最終決定する。
  - 一 大学運営、将来計画に関する事項
  - 二 学則、諸規程等の制定改廃に関する事項
  - 三 学部等編成、学生定員に関する事項
  - 四 人事に関する事項
  - 五 学生募集、入学試験に関する事項
  - 六 教育課程に関する事項
  - 七 学生の入学、卒業、課程の修了及び在籍に関する事項
  - 八 学位授与に関する事項
  - 九 教育研究に関する事項
  - 十 学生の補導・賞罰に関する事項
  - 十一 自己点検・評価に関する事項
  - 十二 その他、重要事項

(教授会)

第11条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の専任教員をもって構成する。
- 3 教授会は、次の事項を協議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - 二 学位授与に関する事項
  - 三 教育研究に関する事項

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の期日は、当該年度の学年歴によって変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に定める休日
  - 三 創立記念日（6 月 1 日）
  - 四 夏期休業
  - 五 冬期休業
  - 六 春期休業
- 2 前項第四号から第六号は、当該年度の学年歴に定める期間とする。
  - 3 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第 6 章 入学

### （入学の時期）

第 15 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

### （入学の資格）

第 16 条 各学科第 1 学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

### （入学の出願）

第 17 条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料を納入し、指定期日までに所定の入学手続きを行うことによって本学に願い出なければならない。

### （入学者の選考）

第 18 条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

- 2 選考の方法は、別に定める。

### （入学手続及び入学許可）

第 19 条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(編入学)

第20条 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- 一 短期大学、高等専門学校を卒業した者
  - 二 大学入学資格を有し、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
  - 三 その他法令で定めるところにより資格があるとされている者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第21条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 転入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学を卒業した者又は退学した者
  - 二 他の大学に在学している者
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第22条 正当な理由で本学を退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に休学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

## 第7章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第23条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由選択科目に分け、これを各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第24条 授業科目を分けて、共通基礎科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第25条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別に定める。

(授業の方法)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第27条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。ただし、外国語科目の講義については、30時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習、体育実技等については、45時間をもって1単位とする。
- 四 教育上必要があるときは、講義については30時間の講義、演習については15時間の演習、実験、実習、体育実技については30時間の実験・実習・体育実技をもって1単位と

することができる。

五 卒業論文、卒業研究等の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第 28 条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第 29 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第 30 条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35 週以上とする。

(履修方法)

第 31 条 学生は、4 年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第 32 条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した情報機器その他の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 33 条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第 34 条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第 29 条第 1 項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

## 第8章 休学、転学、留学、除籍及び退学

### (休学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第37条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第6条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

### (転学)

第38条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

### (転学部、転学科)

第39条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、大学協議会において審議のうえ、学長が転学部、転学科を許可することがある。

2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

### (留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める在学期間を含めることができる。

3 留学に関する事項は、別に定める。

### (退学)

第41条 退学しようとする者は、その事由を付して、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

### (除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、大学協議会の議を経て学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第6条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第37条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

## 第9章 卒業及び学士の学位

(卒業)

第43条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者について、大学協議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第44条 学士の学位については、別に定める。

(教育職員免許状)

第45条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる学部学科、教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

3 前項の学部学科専攻に在籍していない者が教育職員免許状を取得しようとする場合、当該学部学科専攻の教育課程における所要の単位を科目履修等によって修得することができる。

	学科	専攻	教育職員免許状の種類
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		国語教育専攻	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
		数学教育専攻	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
		英語教育専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状

## 第10章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、大学協議会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、大学協議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

## 第11章 厚生補導

(学生指導)

第 48 条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関する事項は別に定める。

(保健管理)

第 49 条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

## 第 12 章 施設利用

(施設利用)

第 50 条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

## 第 13 章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 51 条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第 52 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第 53 条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 28 条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

## 第 14 章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第 55 条 入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(免除等)

第 56 条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

2 休学期間中及び留学期間中の学生納付金については、別に定める。

(退学等の場合の学生納付金)

第 57 条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第 58 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第 59 条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

## 第 15 章 奨学金

(奨学金)

第 60 条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

## 第 16 章 各種講座及び講習会等

(各種講座及び講習会等)

第 61 条 学生の教育研究、また、地域社会の教育文化の向上に資するため、各種講座、講習会を開設することができる。

2 前項の講座、講習会実施にあたり、学長は、特任教授を任命することができる。

## 第 17 章 附属施設

第 62 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

## 第 18 章 補 則

(補則)

第 63 条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

## 附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (教職課程再認定申請に伴う学則の一部変更)  
(保健医療学部看護学科における教職課程認定取下げに伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条 教育職員免許状について、平成 30 年度以前の入学生は従前の規定を適用する。

附 則 (理工学部設置に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

## 大和大学教授会規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、大和大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 本学に教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の専任教員をもって構成する。

### (審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (議長等)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集しその議長となる。

### (議事)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事・案件は、学部長が決定する。

3 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、出席者の3分の2以上をもって決する。

### (構成員以外の者の出席)

第6条 学長又は学部長が必要と認めるときは、構成員以外の者を構成員に加えることができる。

### (その他)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月25日から施行する。

附 則 （議事 第4条3項追加）

この規程は、平成30年6月10日から施行する。

附 則 （趣旨 第1条追加／組織 第2条改定／審議事項 第3条改定）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。